三宅村 防災のしおり

　平成 12 年６ 月に始まった三宅島の火山活動は、同年８ 月の最大規模の噴火に続いて火砕流が発生したことから、全島民は島外への避難を余儀なくされました。その後、三宅島雄山は、有害な二酸化硫黄などを含む火山ガスを、世界にも類を見ないほど大量に放出するようになり、避難生活は平成１７年２月まで約４年半もの長きにわたりました。

　三宅村では、火山ガスの放出が止まらない現状でも『火山ガスとの共生』を基本的考え方に、村民の自己責任に基づく帰島が可能であると判断いたしました。『火山ガスとの共生』には、行政が進めるべき安全確保対策と、火山ガスのリスクに対する住民の心構えが必要不可欠です。

　この防災のしおりは、村民の皆さんが三宅島の火山活動、火山ガスなどの災害に対する知識を深め、リスクに対する適切な判断と、確実な安全確保活動のために必要な情報を提供することを目的として作成しました。

　写真の迷子椎のように、村民の皆様の道しるべとなることを願って。

三宅村　平成１９年　３月

目　次

三宅島噴火の歴史

■過去の噴火活動

三宅島は富士火山帯に属する活火山で、応徳二年(1085)以降、現在まで、17 回の噴火の記録があります。また、記録は残っていませんが、溶岩流などの下から弥生式土器、石器、貝塚などが発掘されていること、伊豆半島の白浜に三宅島人住居地の跡と称する土地があることから、さらに過去にも、全島民が他に避難したような大規模な噴火もあったことがうかがわれます。

昭和以降では、4 回の噴火が発生し、その間隔も 20 年前後と非常に短くなっています。三宅島にとって、火山の噴火はもっとも身近で危険な自然現象ですが、私たちはこの活発な火山と将来にわたって共存していかなければなりません。

以降では、最近 3 回の噴火の活動と被害の概要を振り返ります。

＜三宅島噴火の記録＞

西暦	年号	噴火の間隔	備考
1085	応徳2年		平安時代
1154	久寿元年10月	69年	
1469	文明元年11月12日	315年	室町時代
1535	天文4年2月	66年	
1595	文禄4年10月21日	60年	安土・桃山時代
1643	寛永20年2月12日	48年	江戸時代
1684	貞享元年2月16日	41年	
1711	正徳元年12月28日	27年	
1763	宝暦13年7月9日	52年	
1777	安永6年	14年	
1811	文化8年正月3日	34年	
1835	天保6年9月21日	24年	
1874	明治7年7月3日	39年	近代・現代
1940	昭和15年7月12日	66年	
1962	昭和37年8月24日	22年	
1983	昭和58年10月3日	21年	
2000	平成12年6月27日	17年	

■昭和３７年の噴火

５月より地震群発した後（９月まで断続)、８月24 日北東山腹の標高 200～400m付近より 22時過ぎ噴火（1940 年の噴火場所に近い)。割れ目噴火、溶岩噴泉。多数の火口から溶岩を海中にまで流出。

噴火は 30 時間で終了したが、噴火中から有感地震が頻発し ８月 30 日には伊豆集落で 2,000 回以上に達した。

このため学童は疎開し、焼失家屋 24 等の被害発生。なお、噴石丘「三七山」が出現した。

■昭和５８年の噴火

10月 ３日 15 時 23 分頃、南西山腹に生じた割れ目から噴火。

溶岩噴泉。溶岩流は主に３方向に流れ、南南西に流れたものは粟辺を通り海中に達した。

西方に流れたものは阿古地区の住家を埋没し、海岸近くで止まった。

また島の南部新澪池付近とその南の新鼻の海岸付近で、マグマ水蒸気爆発が発生し、新澪池は消失、多量の岩塊が周辺に落下し、多量の火山灰が東方の坪田周辺に積もった。溶岩の流出は翌日早朝にはほぼ止まった。

住宅の埋没・焼失約 400 棟。山林耕地等に被害。人的被害はなかった。

噴火前後に 101 回の有感地震が発生し、そのうちの最大は ３日 22 時 33 分震度 5、M6.2。

■平成１２年の噴火

６月 26 日地殻変動と三宅島島内の地震活動。震源は徐々に三宅島西方沖へ移動。６月 27 日午前、三宅島の西方海域で海底噴火。震源はさらに西方沖へ移動し、新島-神津島近海で活発な活動を継続。７月４日山頂直下を震源とする地震活動。７月８日山頂で噴火開始、その後、断続的に噴火を繰り返し、約 2,500 年ぶりとなるカルデラを形成する噴火活動となった。噴火により多量の火山灰や火山ガスが放出された他、噴石や弱い火砕流を伴った。

多量の火山ガスを放出する活発な噴煙活動を継続中。

コンピューターグラフィックと写真で見る三宅島の火山活動の跡

①阿古の溶岩流跡

1983 年（昭和 58 年）の噴火の際の溶岩流は阿古地区に達し、約 400 戸もの住宅を埋めてしまいました。

②椎取神社

2000 年（平成１２年）の噴火の土石流によって、鳥居が埋まってしまいました。

③ひょうたん山

１９４０年（昭和 15 年）の噴火によって海中から一夜にして噴き上がりました。

④新澪池跡

1763 年（宝暦１３年）の噴火の火口跡にできた池でしたが、昭和 58 年の噴火によって一瞬にして吹き飛びました。

⑤大路池

約 2000 年前の水蒸気爆発によってできた火口跡で、伊豆諸島最大の湖です。

⑥三七山

１９６２年（昭和 37 年）の噴火によってできた山なので、三七山と呼ばれています。

三宅島火山活動の現状

帰島方針を公表した（平成１６年７月）直後の気象庁の火山活動解説資料（平成 16 年 10 月）では、三宅島火山活動の現状を以下のように解説しています。

「山頂火口からの二酸化硫黄の放出量は、１日あたり３千～１万トン程度で最近約２年間にわたって横ばい傾向です。山頂直下の火山性地震の活動は継続していますが、火山性連続微動の振幅には最近約２年間大きな変化がありません。地殻変動は、ゆっくりした三宅島の収縮傾向が続いています。このように、三宅島の火山活動は、全体として最近約２年間大きな変化はなく、現在程度の火山ガスの放出は当分継続する可能性があると考えられますが、現段階で、火山活動が活発化する兆候は見られません。ただし、これまで同様、小規模な火山灰の噴出などの可能性はあります。現在でも局所的に高い二酸化硫黄濃度が観測されることもありますので、風下に当たる地区では引き続き火山ガスに対する警戒が必要です。また、雨による泥流にも引き続き注意が必要です。」

平成１７年２月の帰島後も、三宅島の火山活動は続いており、有毒な成分を含む火山ガスの放出量は以前と比較すると相当減少してきていますが、終息には致っていません。このことから、**何の制約も無く通常の生活ができる状況とは言い難いのが実状**です。

ですから、この防災のしおりなどを参考に、個人個人が十分な防災知識を持って、確実な安全確保対策が実施できるようにする必要があるのです。

三宅島火山活動の現状は、三宅村役場のホームページ(http://www.miyakemura.com/)などでも確認できますので、常に最新の情報を入手しておくように心がけてください。

三宅島の火山ガス

火山ガスには、その大部分を占める水蒸気の他に、主に以下に示すような人体に有毒な物質が含まれています。

- 二酸化硫黄(SO_2)
- 硫化水素(H_2S)
- 塩化水素(HCl)
- 二酸化炭素(CO_2)
- 硫酸ミスト
- 浮遊粒子状物質(SPM)

この中で、三宅島の火山ガスに多く含まれ、健康に対する影響の最も大きい成分は二酸化硫黄です。三宅島で生活するためには、二酸化硫黄の特徴と危険性を十分に理解して、適切な安全確保対策を行う必要があります。

ここでは、二酸化硫黄の特徴と、濃度と健康に与える影響の関係を解説します。

二酸化硫黄（にさんかいおう）：SO_2の特徴と身体に与える影響

○二酸化硫黄は、無色で刺激臭のある気体です。

＜長期的な影響＞

○体内には蓄積されませんが、**持続性のせき・たん等の症状が出るリスク**が増加します。(年平均値が0.04ppmの場合、「せき・たん」の有症率は通常より2%程度上昇します。)

＜短期的な影響＞

○呼吸器や目、のどなど粘膜を刺激し、**高濃度になると呼吸が苦しくなる**ことがあります。

○健康な人が感じない低い濃度でも、**高感受性者では喘息の発作を誘発したり症状を増悪させることがある**ため、注意が必要です。

○警報レベルより高い濃度では、**生命に関わる重篤な健康影響のリスクがあります。**

二酸化硫黄濃度と短期的な健康リスク

用語の解説

・5分値

一分ごとに計測される二酸化硫黄濃度の直近五分間での平均値のことで、注意報・警報の発令基準となります。

・PPM

ＰＰＭとは微量の物質の含有量を表す単位で parts per million の頭文字をとった「100 万分の１」のことです。

・高感受性者

条例で以下のように定義しています。「ぜん息等呼吸器疾患又は循環器疾患を有する者、新生児、乳児、妊婦等若しくは三宅村が実施する帰島前健康診断又は帰島後の健康診断において、二酸化硫黄に対する感受性が高く、比較的低濃度で影響を受けやすいと判定された者。」

三宅島防災マップ（全域図）

⑧美茂井・島下地区

高濃度地区

三宅村役場周辺広場

三宅村役場
（防災施設）

①坪田高濃度地区

消防　部

旧坪田小学校グランド

旧坪田中学校グランド

三宅高校グランド

②坪田地区

～　例　～

＜立ち入り規　区域＞

立入禁止区域

危険区域

高濃度地区

＜警報発令　リ　＞

発令　リ

＜施設＞

　の施設

村の施設

伊豆避難施設

中央診療所

　用へリ　ート

規　　（立入禁止・危険地域）

規　　（高濃度地区）

屋外　子局位

回　付き屋外　子局位

避難時の一時集合場所

　ス

三宅島消防　部

消防　所

警

　定観測

背景地図出典：国土地理院発行の２万５千分の１地形図「三宅島」（平成 14 年 12 月）

三宅島防災マップ（解説）

■立ち入り規制区域の種別と内容

三宅島では「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」に基づいて、火山ガスの危険性に応じた３種類の規制区域が設定されています。どの規制区域も基本的には立ち入ることができません。9,10 ページの高濃度地区の境界を示した地図などを参考に、立ち入り規制区域に不用意に立ち入らないようにしましょう。

＜立ち入り規制区域の種別と内容＞

名　称	地　域　設　定	規　制　内　容
立入禁止区域	火口縁から、海側方向に 100m の範囲。	立入禁止。ただし、火山学者および研究者等立入可能。
危険区域	立入禁止区域の外側から、環状林道（通称：鉢巻道路）までの範囲。	立入禁止。ただし、復旧作業等に係る関係者は立入可能。
高濃度地区	危険区域の海側で、火山ガス濃度の高い『坪田高濃度地区』。	原則立入禁止および居住禁止。ただし、島民の生活上必要不可欠な行為等については、条件を付した上で、立入可能とする。

なお、次に示す島民の生活上必要不可欠な行為等については、最小限の時間内で規制区域内への立ち入りが認められています。一部を除き、立ち入りには定められた届出等が必要です。届出方法等については、村役場へお問い合わせください。

＜規制区域への立ち入り許可等＞

立入禁止地域

登録･許可が必要
- 火山活動の監視、観測、学術研究等

危険地域

許可が必要
- 災害復旧等に従事する者

高濃度地区

届出不要
- 船舶への乗下船
- 緊急な場合のヘリコプターへの乗降
- 郵便物及び宅配便の配送
- 高濃度地区内の移動（自動車等)等

届出が必要(個人)
- 村民等が行う農地及び樹木の管理
- 住宅の保全及び修繕等

（１日当たり４時間以下を目安として必要最小限の時間内）

許可が必要(団体等)
- 村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達
- 災害復旧及び災害復興に係る工事
- 都道、村道等の維持管理
- 農協等が組織的に行う農地の管理及び樹木の管理
- 漁協等が組織的に行う潜水漁業および漁獲漁業の操業
- 職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕　等

■注意報・警報の発令エリア

火山ガスの注意報・警報は、防災マップに示した８つの発令エリア毎に行われます。発令エリアは、火山ガス濃度の観測点や、これまで蓄積してきた火山ガス濃度データを総合的に考慮して、発令の際に島民の皆さんが対応行動を的確に実施できるよう設定しました。

島内では、自分が現在どの発令エリアにいるのか、常に意識しておき、当該エリアで注意報・警報が発令された際には、即座に適切な対応行動が取れるようにしてください。

No	発令エリア
①	坪田高濃度地区
②	坪田地区
③	立根地区
④	薄木・粟辺地区
⑤	阿古地区
⑥	伊ケ谷地区
⑦	伊豆・神着地区
⑧	美茂井・島下地区

■屋外拡声子局

屋外での注意報・警報の放送は、屋外拡声子局で聞くことになります。島内44箇所に設置されていますので、近くの屋外拡声子局設置場所を確認し、注意報・警報を聞きもらさないようにしましょう。また、注意報・警報が聞えにくいところには、なるべく近づかないようにしましょう。

■回転灯付き屋外拡声子局

屋外拡声子局のうち１４箇所には、注意報・警報発令の状態を示す回転灯があわせて設置されています。回転灯の状態と、注意報・警報の発令状態は以下の通りです。

＜赤色が点灯＞
レベル４（火山ガス警報）発令中

＜緑色が点灯＞
レベル３（火山ガス注意報）発令中

＜黄色が点灯＞
レベル２（高感受性者警報）発令中

＜青色が点灯＞
レベル１（高感受性者注意報）発令中

回転灯が点灯している場合は、注意報・警報発令状態と合わせた、適切な対応行動をとるようにして下さい。

■中央診療所

正式名称は、三宅村国民健康保険直営中央診療所で、歯科診療所を併設した、島内唯一の診療施設となっています。体調に変化が生じた際には、速やかに診療をうけるようにしましょう。

■伊豆避難施設

伊豆避難施設（正式名称：活動火山対策避難施設）は、突発的な火山ガスの放出に対して、島民の皆さんの安全を確保するためのクリーンハウス（脱硫装置を備えた施設）です。合計 302 名を収容することができます。滞在型一時帰島時の宿泊施設としても利用されてきました。

高いレベルの警報が発令された場合、必要に応じて伊豆避難施設に避難するようにしてください。

避難方法は避難マニュアルのページ（P．13～18）を参照してください。

■避難時の一時集合場所

避難警報発令時には、避難用バスが運行します。避難用バスは、基本的にバス停および避難時の一時集合場所が乗車場所になりますので、外出時は、最寄の避難時の一時集合場所を確認するようにしてください（避難所のリストはP．２６）。

三宅島防災マップ（詳細図）

居住可能な地区と高濃度地区との境界線を十分認識して、不用意に立ち入らないようにしましょう。

ガスマスクは常時携帯

背景地図出典：国土地理院発行2万5千分の1地形図「三宅島」（平成14年12月）

三宅村役場の防災体制

■火山ガス観測体制

島内の家屋は都道 212 号線（外周都道）の周辺に集中していることから、都道周辺 14 箇所に固定観測点を設置し、常時火山ガス（二酸化硫黄）濃度を監視・観測しています。

常時固定観測点で得られた火山ガス濃度のデータは、専用回線で 1 分毎に三宅村役場の防災施設に設置されたデータ収集用パソコンに送信されており、収集されたデータは、監視用のパソコンの地図上に表示されるとともに逐次パソコンに蓄積されます。防災に関わる職員は、24 時間体制で火山ガス濃度の常時監視、警報発令・解除等行い、監視体制が途絶することが無いように活動しています。

■火山ガス警報の発令・解除

火山ガス注意報・警報発令の基準となる火山ガス（二酸化硫黄）濃度は、『三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例』に基づき、以下に示す5分値を用いています。

- **・レベル 1 高感受性者注意報： 5 分値 0.2ppm**
- **・レベル 2 高感受性者警報： 5 分値 0.6ppm**
- **・レベル 3 注意報： 5 分値 2.0ppm**
- **・レベル 4 警報： 5 分値 5.0ppm**

警報発令は、**各レベルで二酸化硫黄濃度がその数値に達した時点で即時発令**を行います。

また、これら濃度による発令の他に、レベル4警報が発令された状態で、避難が必要と村長が判断した場合に、即時避難が必要な、避難警報が発令されます。

一方、低レベルの警報への移行および警報解除は、**レベル 3,4 およびレベル 1,2 を一括に解除**するものとし、**二酸化硫黄濃度が基準以下になり、かつ継続して1時間を経過した後**に行っています。これは、レベル 1,2 が高感受性者に、レベル 3,4 が一般島民に向けた警報であることと、警報発令・解除が頻繁になりすぎることによる、島民の対応行動の混乱を避けるためです。

■火山ガス情報の提供

三宅村役場では、下記の URL（インターネットのアドレス）および電話番号において、火山ガスに関する情報を提供しており、２４時間いつでも、どの地域で火山ガスの注意報・警報が発令されているかを確認することができます。

火山ガス情報を２４時間
提供しております。

・インターネット
http://www.miyake-so2.jp/

・携帯電話
http://www.miyake-so2.jp/keitai

・テレホンサービス
04994-6-0565

■防災行政無線の放送

火山ガス（二酸化硫黄）濃度に基づく警報発令・解除は、防災行政無線を用いて全島民に伝達されます。島内に電波の不感地域が発生せず、全島民に防災行政無線の放送がいきわたるように、新島および御蔵島に中継局を設置しています。
防災行政無線による火山ガス濃度情報の受信には、以下の３種類の受信機器を用います。

1．戸別受信機

戸別受信機は、帰島時に各家庭に１台ずつ配布

2．携帯受信機

携帯受信機は、高感受性者１名につき１台配布

3．屋外拡声子局

屋外拡声子局は、都道 212 号線（外周都道）の周辺を中心に島内 44 箇所に設置（警報が出ていなくても、定時放送を行います。）

■避難誘導体制

警報発令時には、村職員は、伊豆避難施設の開設、当該発令エリアの地域巡回等を行います。地域巡回においては必要な援助・声かけを行い、災害弱者に対する適切な安全確保対策活動の実施につとめます。

さらに、避難警報発令時は、自家用車等での避難が困難な島民に対して、村営バスを避難用臨時バスとして出動させます。**避難用バスは、避難時の一時集合場所とバス停が乗車場所**となりますので、最寄の乗車場所を確認しておきましょう。

火山ガス避難マニュアル①

～火山ガス発生前にできること～

■日ごろから注意が大切「防災十か条」

二酸化硫黄の濃度や分布は、季節や天候の影響を受けます。これまでの観測からも風の影響で高濃度の日が続いたり、急激に高濃度に上昇したりすることなどが知られています。濃度情報や気象情報を確認し、健康を優先した生活を心がけ、以下の「火山ガス防災十か条」を守ることが重要です。

①外出するときは、外出先を周囲の人に知らせておきましょう。

②ガスマスクを常時携帯しましょう。

③中央診療所や伊豆避難施設へ移動する方法を確認しておきましょう。

④以下のような場所には近づかないようにしましょう。
・高濃度となりやすい山腹や沢筋
・火山ガス注意報・警報が届きにくい場所（外出時は屋外拡声子局の場所をあらかじめ確かめておきましょう。）

⑤日ごろから自宅周辺、学校、勤務先などで、どのような危険性があるか、考えておきましょう。

⑥日ごろから火山ガスの話に耳を傾け、警報が発令された場合の行動を把握しておきましょう。疑問が生まれたら、すぐに相談しましょう。（三宅村役場(安全対策係)：５－０９８４）

⑦非常持ち出し品をそろえておきましょう。また、常備薬やめがねなど、毎日使っているものは決まった場所においておくと、いざという時にとり忘れがありません。

⑧地域とのコミュニケーションを密にとり、災害時は相互に助け合える環境を作りましょう。周囲の助けを必要とする人（高感受性者・要援護者）を認識しておくことも重要です。

⑨防災チェックシート（防災のしおりの 24 ページ）を活用して、災害時の家族同士の連絡方法や集合場所、避難経路などについて確認しておきましょう。

⑩低いガス濃度でも重大な健康影響が考えられる感受性の高い人（高感受性者）および要援護者については、突然の高濃度のガスにおおわれる可能性を考慮して、**単独の外出をしないようにしましょう**。

■「ガスマスク」身体を守る命綱

ガスマスクは二酸化硫黄から身体を守る命綱、常時携帯が三宅島でのルールです。常時携帯を習慣づけ、日ごろの維持管理に気をつけましょう。

また、ガスマスクを外気が入らないように正確に使用することは、意外と難しいものです。日ごろから使用方法をしっかり確認しておきましょう。

高感受性者用　　**一般用**

ガスマスクの前面に装着する吸収缶は、永続的に使用できるものではありません。常に予備の吸収缶を持っておくようにしましょう。交換用の吸収缶は、三宅村役場臨時庁舎および各出張所で配布しています。

高感受性者用　　**一般用**

■備えて安心「非常用持ち出し品」

いざという時のため、非常持ち出し品をそろえて、すぐに持ち出せる場所においておくようにしましょう。

■高感受性者の安全を守る「小型脱硫装置」

小型脱硫装置は、高感受性者の家庭に対して貸与いたします。小型脱硫装置を設置することで、二酸化硫黄に曝露される回数を減らし、安全に生活することができます。しかし、使用上の注意事項をしっかりと守らなければ、十分な効果を発揮することはできません。

取扱説明書に記載されている使用上の注意事項をしっかり守って、安全確保に心がけてください。

ガスマスク使用上の注意点

・正しい装着方法でないと、隙間から二酸化硫黄を吸い込むことがあります。
・せきこむ時は、ガスマスクをはずしてせきこむ⇔ガスマスクをあてて吸ったりはいたりする、という動作をくり返して下さい。**せきこんだあとの吸気は深くなりますので、ガスマスクなしでは多くの二酸化硫黄を吸い込むことになり、危険です。**

＜ガスマスクが手元に無い時は＞

・タオルやハンカチをぬらして、口と鼻に当てることで、いくらかガスが体内にはいるのを防ぐことができます。しかし、あくまで緊急対処です。ガスマスクは必ず携帯しましょう。

小型脱硫装置をより効果的に使うために

・小さめの部屋で使用したほうが、効果的です。設置場所は外気が進入しやすい壁や窓よりがよいでしょう。
・小型脱硫装置作動中は、窓や戸を閉めましょう。また、玄関の出入はなるべく避け、出入する場合はドアを静かに閉めましょう。
・高濃度が予想されたら、早めにスイッチを入れましょう。
・高濃度になってからスイッチを入れた場合は、濃度が低下するまで（少なくとも３０分程度）は、ガスマスクを装着しておきましょう。
・フィルターの交換時期は必ず守りましょう。

火山ガス避難マニュアル②

～火山ガスが発生したら～

■覚えていますか？「対応行動」

① 一般の人

高濃度の二酸化硫黄を長時間吸入し続けたり、繰り返し吸入した場合は、健康に重大な影響を受けるおそれがあります。身を守るための自主的な行動が必要です。なお、外出時や夜間については、緊急時の備えを万全にするようにしてください。

では、各レベルでの基本的な対応行動を解説します。

レベル１　高感受性者注意報(0.2ppm)

行動規制は特にありません。体調や濃度情報の変化に注意してください。

レベル２　高感受性者警報（0.6ppm）

屋外での激しい運動を避け、自覚症状がある場合は、外出を控えてください。

レベル３　火山ガス注意報！（2ppm）

屋外にいる場合、まずガスマスクをつけて長時間過度のガスを吸わないよう注意します。その後、屋内に移動してください。屋内でも、自覚症状がある場合にはガスマスクをつけることが大切です。また、自動車など移動手段があれば、風向きなどを考え、火山ガスの影響のない地区に移動するか、伊豆避難施設に避難することもできます。

レベル4　火山ガス警報！！(5ppm)

屋外にいる場合、直ちにガスマスクをつけて屋内に入ります。屋内では、避難の準備をし、待機してください。また、レベル４を超えるガス濃度が長時間継続する場合などでは、避難警報が発令される場合がありますので、村役場からの放送に注意してください。

避難警報が発令された場合には、避難バスなどを利用して伊豆避難施設に避難するか、自動車など移動手段があれば、風向きなどを考え、火山ガスの影響のない地区に移動してください。

② 感受性の高い人（高感受性者）

感受性の高い人は、二酸化硫黄による健康影響が最も深刻に現れる可能性があり、高濃度の二酸化硫黄にさらされる時間が短時間であっても、生命に危険が及ぶ可能性が高くなります。そのため、個人による対応だけではなく、地域の住民が協力して対策を講じることで、リスクを回避する必要があります。

特にぜん息を有する人は、健康な人が何も感じない低い濃度（0.2 ppm）でも発作を誘発する可能性があります。基礎疾患の状態やその時の体調などによりその程度は様々ですが、発作が起きたあとに適切な処置が行われなかった場合、重篤な呼吸困難となることもあります。したがって、どんなに低い濃度であっても自覚症状が表れたときは、直ちにガスマスクを装着し健康影響が生じていることを周囲に伝えることが大切です。

では、各レベルでの基本的な対応行動を解説します。

レベル1　高感受性者注意報！(0.2ppm)

屋外にいる場合、まずガスマスクをつけて長時間過度のガスを吸わないよう注意します。その後、屋内に移動してください。屋内でも、自覚症状がある場合にはガスマスクをつけることが大切です。可能であれば、小型脱硫装置を設置した脱硫室に入るようにしてください。自動車など移動手段があれば、風向きなどを考え、火山ガスの影響のない地区に移動するか、伊豆避難施設に避難することもできます。

レベル2　高感受性者警報！！(0.6ppm)

直ちにガスマスクをつけ、自動車などを利用して伊豆避難施設にするか、風向きなどを考え、火山ガスの影響のない地域に移動します。小型脱硫装置を設置した脱硫室が近くにあれば、そこにとどまることもできます。

避難警報が発令された場合は、避難バスなどを利用して伊豆避難施設か低濃度地域に避難するようにしてください。

③ 援護を要する人（要援護者）

要援護者とは、自らリスクを回避することが困難で安全確保に援助を要する人のことを言い、幼児・児童・高齢者等が含まれます。要援護者についても、火山ガスの対応行動については、一般と高感受性者に分かれます。それぞれの対応行動が取れるよう、状態や生活様式に合った援助体制が必要となります。

三宅村役場では、警報等発令時の地域巡回において、声かけ等の必要な援助を行いますが、隣組等を活用した地域ぐるみの援助も大切になります。

避難用バスで伊豆避難施設へ避難するときの手順

①ガスマスクを確実に装着する

ガスマスクの使い方をよく確認しておきましょう。

②非常用持ち出し品を用意

非常用持ち出し品の準備がない場合、最低限これだけは持っていきましょう。

- 着替え
- 現金
- 保険証
- 預金通帳／印鑑
- 常備薬

等

③避難することを周囲に伝える

周囲に連絡できる人がいない場合は、防災のしおり裏表紙の避難先連絡掲示板を玄関に貼り付けます。事前にコピーを用意しておくとよいでしょう。

④避難時の一時集合場所もしくはバス停で、避難用バスを待つ

避難時の一時集合場所およびバス停は、防災マップ（Ｐ．５～６）に記載してあります。

⑤伊豆避難施設に移動

移動中、および避難先では、職員の指示に従って行動してください。

低濃度地域に避難する時の注意点

・避難施設へ避難する場合と同様に、避難先連絡掲示板を玄関に貼り付けてください。また、可能であれば周囲の人に避難することを伝えておくようにしましょう。
・自家用車を利用する場合は、エアコンを内気循環にして、火山ガスを車内に取り込まないようにしましょう。
・避難時もあわてずに通常の交通規制に従ってください。交通事故には十分注意しましょう。

火山ガス発生時の対応行動に疑問が生じたら、事前に確認しましょう

三宅村役場（安全対策係）：５－０９８４ まで！

火山ガス注意報・警報と対応行動の関係図 レベル１

火山ガス発生
(二酸化硫黄濃度0.2ppm以上)

↓

レベル１高感受性者注意報発令

高感受性者

屋外にいる場合、ガスマスクを装着します

↓

次の行動のどれかを選択します

↓

①室内で安静にして、せきをするなどの症状があればガスマスクを装着します。

②脱硫装置が機能する場所に入ります。

③自家用車等を使って、伊豆避難施設に避難します。

④自家用車等を使って、火山ガスの影響のない地域に移動します。

要援護者

屋外にいる場合、運動は避け、できれば室内に入ってください

↓

次の行動のどれかを選択できます

↓

①室内で安静にして、せきをするなどの症状があればガスマスクを装着します。

②自家用車等を使って、伊豆避難施設に避難します。

③自家用車等を使って、火山ガスの影響のない地域に移動します。

一般のかた

行動規制はありません。

火山ガス注意報・警報と対応行動の関係図 レベル2

火山ガス発生
(二酸化硫黄濃度0.6ppm以上)

レベル２高感受性者警報発令

高感受性者の方は、

ガスマスクを装着してください。

屋外にいる場合、
ガスマスクを装着します。

次の行動のどれかを選択します。

①脱硫装置が機能する場所に入ります。

②自家用車等を使って、伊豆避難施設に避難します。

③自家用車等を使って、火山ガスの影響のない地域に移動します。

屋外にいる場合、運動は避け、
できれば室内に入ってください。

次の行動のどれかを選択できます。

①室内で安静にして、せきをするなどの症状があればガスマスクを装着します。

②自家用車等を使って、伊豆避難施設に避難します。

③自家用車等を使って、火山ガスの影響のない地域に移動します。

一般のかた

屋外にいる場合、運動は避け、
できれば室内に入ってください。

室内では安静にして、せきをするなどの症状があればガスマスクを装着します。

火山ガス注意報・警報と対応行動の関係図 レベル3

火山ガス発生
(二酸化硫黄濃度2.0ppm以上)

↓

レベル３火山ガス注意報発令

↓

屋外にいる場合、
ガスマスクを装着します。

次の行動のどれかを選択します。

↓

①一般のかたは、室内で安静にして、せきをするなどの症状があればガスマスクを装着します。

②自家用車等を使って、伊豆避難施設に避難します。

③自家用車等を使って、火山ガスの影響のない地域に移動します。

知人
親戚

④高感受性者のかたは、脱硫装置が機能する場所に入ります。

火山ガス注意報・警報と対応行動の関係図 レベル4

噴火に対する心構え

1. 異常に気づいたら

　噴火に関して異常を発見した場合は、電話などの最も早い方法で、村役場や出張所、または、警察署か駐在所へ連絡してください。

2. 日ごろの心がけ

（１）常に、自分の避難経路や避難場所を確認しておく。
（２）非常用持ち出し品を備えておく。
（３）防災行政無線放送の聞えにくい場所に出かける時は、家族などに行き先を告げておく。
（４）地震・地鳴りなどの異常情報に十分注意する。

3. 噴火に伴う現象を知る

　火山の噴火にともなう現象として以下のようなものがあります。

溶岩流（ようがんりゅう）
高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。三宅島の噴火活動は溶岩流を伴いやすいという特徴があります。流れは人が走るよりも速くなることがありますので、火山情報に注意して、早めに避難しましょう。

土石流（どせきりゅう）
山の斜面に火山灰や軽石が厚く積もると、雨により岩石などと混合して流れ下る土石流となります。火山灰が厚く積もった地域では、何回も土石流が起こることがあります。また、混合して流れる岩塊が小さい場合を泥流（でいりゅう）といいます（P．22 参照）。泥流は、平成 12 年の噴火による特徴的な現象です。土石流・泥流ともに、自動車が走るより速く流れることがありますので、降雨時は注意が必要です。

噴石（ふんせき）
噴火時に火口からほうり飛ばされる直径数センチ以上の岩の破片や軽石を噴石といいます。大きな噴石が当たると家は壊れ、けがをしたり死ぬこともあります。特に風下では噴石に注意してください。降灰や噴石が多い時は丈夫な建物内にいましょう。やむを得ず外出する場合には、ヘルメットを着用して十分注意して行動しましょう。

降灰（こうはい）
細かく砕けたマグマが火山灰となって空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。風下となる火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなります。外出を控え車の運転には注意しましょう。

水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）
高温のマグマが地表近くまで上昇し、地下水や海水などの水と接すると、水蒸気爆発が起こることがあります。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要です。

火砕流（かさいりゅう）
高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物と空気が一体となって斜面を高速で流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。自動車より速く流れるため発生後の避難は困難ですので、火山情報に注意し、早めに避難する必要があります。

岩屑なだれ（がんせつなだれ）
噴火や地震などにより、山の一部が崩れて大きな塊となって雪崩のように高速で流れてきます。広域に被害が及ぶので、危険性が高まった場合には、早めの避難が必要です。

空振（くうしん）
噴火にともなう空気の振動が伝わる現象です。噴火があれば、時折強い空振を受ける可能性もあり、連続的に窓ガラスなどが振動したり、場合によって割れることもありますので注意しましょう。

火山性地震（かざんせいじしん）
マグマの上昇にともない、火山が噴火する前や噴火中に大きな地震が起こることがあります。場所によっては震度５弱以上の強いゆれになることもあります。もし強いゆれを感じたら、落石や岩屑なだれのおそれもありますので、斜面の上のほうに注意してください。

その他の災害に対する心構え

●地震

　伊豆諸島の近海には、いつ起きてもおかしくないといわれている地震の震源地が点在しています。同じ自然災害でも、台風などと比べると、地震は予知が難しく、まさに、いつ起きるか分からない災害です。

地震から身を守る10か条

①まず我が身の安全を守れ！ 地震が起きたら、まず第一に身の安全を確保するため、テーブルなどの下にもぐりましょう。	⑥狭い路地、壁ぎわ、がけや川べりなどに近寄らない！ ブロック塀・自動販売機などは倒れやすいので注意しましょう。がけや川べりも崩れやすいので近づかないようにしましょう。
②すばやく火の始末！ ～あわてず、さわがず、冷静に～ 「火を消せ！」とみんなで声をかけ合い、調理器具、暖房器具などの火を確実に消しましょう。	⑦山崩れ、がけ崩れ、津波に注意！ 山間部や海岸部で地震を感じたら、ただちに避難しましょう。
③戸を開けて出口の確保！ 特に鉄筋コンクリートの建物がゆがむと、ドアが開かなくなることがあるので、出入り口を確保しましょう。	⑧避難は徒歩で、荷物は最小限に！ 指定された避難場所に徒歩で避難しましょう。荷物を持ちすぎると避難の支障になります。（車・オートバイ等は厳禁）
④火が出たらすぐに消火を！ 「火事だ！」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め初期消火に努めましょう。	⑨みんなで協力して「応急救護」を！ みんなで助け合ってけが人の手当をしましょう。お年寄りや体の不自由な人の手助けをしましょう。
⑤外に出る時は、あわてずに！ 外出中の家族にメモを残し、お年寄りや子供の手をしっかり握って、落下物に注意しながら落ち着いて行動しましょう。	⑩正しい情報を！余震を恐れるな！ うわさやデマに惑わされないようにしましょう。テレビ、ラジオ、市町村等からの情報に耳を傾けましょう。

●津波

　地震が起きたら、津波の発生が予想されます。例えば、東海地震はいつ起きてもおかしくないといわれており、この地震に伴い三宅島には１５分程度で数メートルの津波が到達すると考えられています。海辺に近い島民の皆さんや磯釣り、海水浴中などの皆さんは、地震の発生や防災行政無線の放送に十分注意してください。特に海岸に近く標高の低い地区の皆さんは、津波情報に一層の注意をしてください。

１．津波の心得

強い地震や長い時間ゆっくりとした
揺れを感じたら！
ただちに海浜から離れ急いで高台などの
安全な場所に避難

２．津波情報発令時の防災行政無線

　村では津波情報が発令された場合、下記内容による防災行政無線による自動発報により、島民の皆さんに注意、あるいは避難を呼びかけます。

防災行政無線の放送内容

予想区分	広報内容
津波注意報 （高い所で約50cm以上の津波の襲来が予想される場合）	こちらは防災みやけです。 三宅島沿岸に津波注意報が発令されました。 海岸付近の方は充分注意して下さい。また、海岸には絶対近づかないようにし、今後の津波情報に注意して下さい。
津波警報 （高い所で約2m程度の津波の襲来が予想される場合）	こちらは防災みやけです。 三宅島沿岸に津波警報が発令されました。 海岸付近の方は高台へ避難をし、今後の津波情報に注意して下さい。
大津波警報 （高い所で約3m以上の津波の襲来が予想される場合）	<サイレン> こちらは防災みやけです。 三宅島沿岸に大津波警報が発令されました。 海岸付近の方は危険ですので、直ちに高台に避難して下さい。 今後の津波情報に注意して下さい。

その他の災害に対する心構え

３．津波とは‥‥‥

①津波は、主に海域で起きた地震によって、海の水が陸地に押し寄せる現象を言います。

②気象庁が発表する「津波の高さ」とは、海岸付近の海面がどの位高くなるかを言います。

③津波は、海岸や湾の地形によって予想された値の数倍に達することがあります。

④津波は海岸を駆け登る時には数 10m に及ぶことがあります。この高さを遡上高と言います。

４．津波の４つの特徴

（１）津波はジェット機並みの速さで襲ってくる。

津波は海底の深さによってその速さも変わりますが、海洋ではジェット機並みの速さで、陸に近づいても新幹線並みの速さで襲ってきます。海岸で津波が見えてからでは逃げ切れません。

（２）津波は前ぶれなく襲ってくる。

「津波がくる前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、これは間違いです。「引き（最初に潮が引く）」で始まるものと「押し（いきなり襲ってくる）」で始まるものと両方あります。

（３）津波の破壊力はすさまじい。

沿岸で津波の高さが１ｍでも、津波はその数倍から、場合によっては 10 倍程度の高さまで陸上を駆け登り、家や車をさらって行く桁違いの破壊力を持っています。

（４）津波は繰り返し襲ってくる。

津波は繰り返し襲ってきます。津波警報や注意報が解除されるまで警戒をゆるめないでください。

●風水害

伊豆諸島は台風の通り道と言われるほどに、台風による被害が著しい地域です。平成７年９月 16 日の台風は戦後最大級の超大型台風といわれ、三宅島にも甚大な被害をもたらしました。

台風災害の特徴は、猛烈な強風、豪雨、異常な気圧の下降による風害・水害・高潮害・波浪害・塩風害などです。強烈な風による家屋の損壊・倒木、豪雨による土砂崩れ、田畑などの塩水害などにより私たちの生活を脅かします。しかし、台風等の風水害は、事前の気象情報によりある程度は防げるものとなっています。

１．台風時の対応

（１）台風等が近づく前の準備

①ラジオ、テレビで気象予報や警報、また、各種の情報や防災上の注意などをよく聞き、その内容に応じた対策をたてる。台風が近づくと、深夜でも気象情報が放送されるので、台風の位置、進路予想、暴風雨圏等を確かめるようにする。

②停電に備えて、懐中電灯、ローソク、トランジスターラジオ等を用意する。

③いざという時の避難場所を確認しておく。

④隣近所の人との連絡方法を決めておく。

⑤洪水や高潮の警報、避難命令等がどういう経路で自分の所に伝達されるか、よく確かめておく。

（２）台風等が近づいてきた時の準備

①飲料水を容器に入れて用意をしておく。

②洪水や高潮の危険がある地域に住んでいる人は、非難時に備えて非常持出し品（P14 参照）を用意しておく。

（３）台風が襲ってきた時
①ガス器具等の火の始末をする。
②大雨が長く続くと地盤が緩み、崖崩れが起こる危険があるので十分注意する。
③堤防や護岸の近くに住んでいる人は、海の水かさや波高に注意する。
（４）避難する時の注意
①平素から避難所と安全な道順をよく覚えておく。
②村から避難準備の勧告や指示があったら、いつでも避難できるよう準備する。特に子供、高齢者等は早めに避難させる。
③避難命令が出たら、まず火を始末し、戸締りを完全にする。
④非常持出し品を入れた袋等を背負い、頭には帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつける。
⑤単独行動は避け、責任者を中心に子供や高齢者を先にして、家族や隣近所揃って避難する。
⑥避難の指示は防災行政無線やサイレン、半鐘等になるほか、伝令やラジオ放送によって行われるので、よく注意する。
（５）台風下の行動について
①外出する時は、目的、行き先、経路、帰宅予定時間等を知らせておく。
②倒木等の落下物に注意する。
③断線したり、垂れ下がっている電線には絶対触らない。
④浸水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用する。

２．風に対する補強対策

（１）屋根
　カワラぶきの場合、風向きの軒先、南東側の妻ガワラ、棟ガワラ、裏側の棟に近いカワラはよくめくられるので十分調べてしばったり、風の入りそうなところにシックイをつめるなどの手当てが必要です。
　トタン屋根の場合は、その止め方を十分調べて止めクギの少ないものには亜鉛クギを増してしっかりさせておきましょう。

（２）窓、出入口
　窓、出入口も十分注意しなくてはならないポイントです。最も効果的なものは雨戸です。すべての雨戸がひとつになってはじめて効果があるものなので、一枚はずれたら吹き抜けるように反対側の雨戸を開けないと、屋根などが吹き飛ばされることがあります。ガラス窓はサンの取付けなどを点検してください。
（３）壁、塀
　風圧は押付けるだけでなく、逆に引っ張る力も働くので、十分補強をしておく必要があります。また､ブロック作りの塀は必ず鉄筋を入れること､木製のものは柱に支柱を立て、なるべく風の吹き抜ける隙間を入れたほうがよいでしょう。

●泥流

　泥流とは大雨の時に泥・火山灰・石と水が混じりあい、ときには流木なども巻き込みながら沢や谷底など低いところに沿って流れ下ってくる現象です。
　泥流は自動車よりも早く流れることがあり、家や橋なども押し流されるおそれがあります。
　泥流が発生するおそれがあるときや大雨警報が出た場合には、沢や谷底に降りてはいけません。その周辺や橋の上も危険な場合があります。

三宅島泥流防災マップ

　泥流災害に備え、三宅島泥流防災マップを作成しています。泥流防災マップでは、泥流が氾濫するおそれのある範囲とその程度、さらに各地の避難所を示しています。
泥流防災マップは、各家庭に配布されると共に、三宅村役場等に常備してあります。確認しておきましょう。

火山ガスに関する質問と回答

健康（呼吸器）編

（帰島後）主人が高感受性者で自分では「大丈夫」といっていますが、実際は「せき・たん」の症状があります。島外に出た方が良いのでしょうか？

答：個人ごとに状態は異なりますので、まずは診療所の先生に相談して下さい。

健康（呼吸器）編

長期間二酸化いおうに曝露されると慢性化するのですか？

注意報を超えるようなレベルに長期間曝露すると、気管・気管支の炎症が持続し慢性化するリスクがあります。

健康（呼吸器）編

長期間火山ガスを吸いつづけると、軽度の咳やたんが出る人が増えるリスクがあるそうですが、長期間とはどのくらいの期間ですか？
10年でも20年でも軽度の咳やたんですみますか？

長期的影響の目安は、日本の過去の大気汚染公害の時のデータを用いて提示しました。大気汚染は昭和３０年代から40年代半ばまで持続していましたので、10年くらいは、長期的期間と言えます。
それ以上長期間になるとデータが無いので影響についてははっきりとは分かっていません。

健康（呼吸器）編

高感受性者の人は二酸化硫黄(SO_2)が0.2ppm、一般の人と要援護者は2ppmになればガスマスクを着用することになっていますが、二酸化硫黄(SO_2)を一息でも吸えば発作が起きますか？

個人差がありますので一概にはいえません。
0.2ppm（高感受性者）や 2ppm（一般の人）では、発作の発生リスクは小さいと考えられますが、濃度が高くなるとリスクは増大します。

健康（皮膚）編

皮膚が赤くなるのはどうして？赤くなったらどうする？

雨水や汗に二酸化いおうが溶け込むと、亜硫酸等の弱い酸になるので、皮膚の弱い人は炎症を起こして赤くなったりかゆくなったりします。
アトピー性皮膚炎などでもともと皮膚に炎症がある人では、症状が悪化するリスクがあります。
水道水で皮膚を洗い流し、症状がひどい場合は医師の診察を受ける、ぬり薬をつけるなどの処置をして下さい。

火山ガスが皮膚から体内に吸収することはありませんか？

皮膚の炎症が起こることはありますが、吸収することはありません。

健康（全般）編

長期間火山ガスを吸い続けると、体内に蓄積され体調が悪化することはありませんか？

二酸化硫黄は体内に蓄積することはありません。
長期間火山ガスを吸うことで、咳やたんが増えるといった影響が起こる可能性があります。

二酸化いおうを長い間吸った場合、内臓への影響はないのですか？病気にならないのですか？

肝臓や腎臓等の内蔵への影響はありません。
生まれてくる子供や、子供をつくる能力にも影響はありません。しかし、気管と肺への悪影響のリスクはあります。警報が鳴ったらマスクをするなど適切な対応ができれば咳やたんなどの症状が出るリスクは低くなります。

行動編

5ppmでも、ガスマスクをしていれば農作業を続けてよいのですか？

5ppmというのは一般の人に対しても警報が出る程度の高濃度です。
作業を中止し、クリーンルーム、または低濃度地域に移動してください。

協力

慶應義塾大学医学部
衛生学公衆衛生学教室

我が家の防災チェックシート

エッ　内容

防災のしおり理解度チェック

- □ 三宅島の火山活動の現状は把握できている。・・・・・・・・・・・・・・P.3
- □ 二酸化硫黄が身体に与える影響とリスクを知っている。・・・・・・・・P.4
- □ 立ち入り規制区域の種別と内容、場所を確認できた。・・・・・・・・・P.5-10
- □ 高濃度地区の立ち入り許可等の内容と届出方法等を理解している。・・P.5-10
- □ 我が家がどの発令エリアにあるかを知っている。・・・・・・・・・・・P.5-10
- □ どういうときに火山ガス警報・注意報が発令されるか知っている。・・P.11-12
- □ 火山ガス警報を聞く３種類の方法を確認している。・・・・・・・・・・P.12
- □ 「火山ガス防災十か条」を守っている。・・・・・・・・・・・・・・・P.13
- □ ガスマスクの使用方法が分かっており、外出時常に携帯している。・・P.13-14
- □ 非常用持ち出し品を持ち出しやすいところに常備している。・・・・・P.14
- □ 小型脱硫装置の使い方と注意点が分かっている。・・・・・・・・・・・P.14
- □ 火山ガス警報発令時の対応行動を理解している。・・・・・・・・・・・P.15-18
- □ 伊豆避難施設に避難する方法を知っている。・・・・・・・・・・・・・P.16
- □ 火山ガスに対して疑問が生じた時にどこに聞けばいいか知っている。・P.16
- □ 家族の中の高感受性者と要援護者を確認して対応方法を話し合った。・表紙裏
- □ 避難時の一時集合場所を確認しておき、実際に歩いて確かめておく。・表紙裏
- □ 家族が離ればなれになった場合の連絡方法や集合場所を決めておく。・表紙裏
- □ 我が家の防災メモに必要事項を書き込んだ。・・・・・・・・・・・・・表紙裏

地震に対する防災対策チェック

- □ テレビ･家具類には、横ずれ・転倒落下防止措置を行う。
- □ 寝る場所には、できるだけ家具などは置かないようにする。
- □ 観音開き戸には、中のものが飛び出さないよう止め金をつける。
- □ 窓ガラスや食器棚等のガラス戸には飛散防止フィルムなどを貼る。
- □ 高い場所に物を置かない。
- □ 消火器を準備し、防災訓練に参加して使い方にも慣れておく。
- □ 避難に備えて、靴や厚手のスリッパを寝室に備えておく。
- □ 簡単な応急手当に関する知識・技術を身につけておく。
- □ 避難路を確保するため出入り口や通路に物を置かない。
- □ 家にブロック塀がある場合は、安全性を確認しておく。
- □ 石油タンクやガスボンベは倒れないように補強し、周囲に物を置かない。
- □ ベランダの手すりには鉢植えなど、落下する危険のあるものを置かない。
- □ 町内会や隣近所で、協力体制について話し合っておく。

行政相談窓口・緊急連絡先一覧

■行政相談窓口・緊急連絡先

名称	所在	電話番号
三宅村役場(臨時庁舎)	阿古497	5－0981
神着出張所(神着老人福祉館)	神着197	2－0009
伊豆出張所(伊豆老人福祉館)	伊豆1054	2－0014
伊ヶ谷出張所(三宅村ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ)	伊ヶ谷330	2－0338
坪田出張所(三宅村公民館)	坪田3050	6－1234
三宅村消防本部	坪田1873	6－1271
三宅村中央診療所	神着937	2－0016
三宅村教育委員会(臨時庁舎)	阿古497	5－0952
東京都三宅支庁	伊豆642	2－1311
東京都島しょ保健所三宅出張所	伊豆1004	2－0181
東京都教育庁三宅出張所	伊豆642	2－0191
警視庁三宅島警察署	伊豆640	2－0511
気象庁三宅島火山防災連絡事務所	阿古497	5－0980
NTT㈱三宅営業所	伊豆627－2	2－0710
東京電力㈱三宅島事務所	伊豆991	2－0711

■親戚・知人等連絡先

名前	住所	電話番号	携帯番号	メールアドレス

■メモ

避難所・一時集合場所一覧

地区	名称	一時集合場所※2	避難所	火山ガス	津波	泥流
神着	(財)東京都三宅勤労福祉会館	○(広)	○		○	○
	神着老人福祉館		○		○	○
	湯舟グラウンド	○(グ)				
伊豆	活動火山対策避難施設(伊豆避難施設)		○	○	○	○
	三宅小学校	○(グ)	○		○	○
	三宅小学校体育館		○		○	○
	三宅中学校	○(グ)	○		○	○
	三宅中学校体育館		○		○	○
	伊豆老人福祉館		○		○	○
	みやけ保育園		○		○	○
	伊豆児童遊園	○(広)				
伊ヶ谷	三宅村コミュニティーセンター	○(広)	○		○	○
阿古	旧阿古小学校	○(グ)	○		○	○
	旧阿古小学校体育館		○		○	○
	旧阿古中学校	○(グ)	○		○	○
	旧阿古中学校体育館		○		○	○
	旧阿古保育園		○		○	○
坪田	旧坪田小学校	○(グ)	○		○	
	旧坪田小学校体育館		○		○	
	旧坪田中学校	○(グ)	○		○	
	旧坪田中学校体育館		○		○	
	三宅村公民館		○		○	○
	旧坪田保育園		○		○	○
	都立三宅高校	○(グ)	○		○	○
	都立三宅高校体育館		○		○	○
	三宅村役場周辺広場	○(広)				

※（グ）：グランド、（広）：広場

助け合い組織と助け合いマップがあることをご存知ですか？

現在、災害時に避難を安全且つ確実に実施できるように自治会と消防団の協力のもと、〝住民助け合い組織〟と〝住民助け合いマップ〟を各自治ごとに作成しています。

これは、お年寄りや体が不自由な方等の災害弱者に対してお互いが助け合うことで、災害時に避難を確実にするためのものです。

自分の世帯はどうやって避難するかを確認しましょう

自主避難世帯

※　自家用車で避難をして下さい。（自主避難世帯）

を

火山ガス　　　　　地　に避難する
（避難　は　　や　人宅　　　）

要援護者の居る避難世帯

※　住民助け合い組織で避難する世帯（自主避難世帯及び避難バス世帯）

を

火山ガス
地　に避難する
（　　や　人宅　　　）

避難困難者は消防団や村消防に要請をする

要援護者等の避難バスが必要な世帯

住民助け合いで避難

避難　ス

三宅村避難　ス

三宅村

避難施設

伊豆避難施設に避難する

※　自家用車等で避難できない方は避難バスを利用して下さい。

自治会です、助けに向かいます。

避難指示がでましたので、助け合い組織の対応をお願いします。

了解、後で避難数を報告します。

民　け合　　動に

消防団員

避難　連絡
を

に

宅　防　は警察
ー　を　施
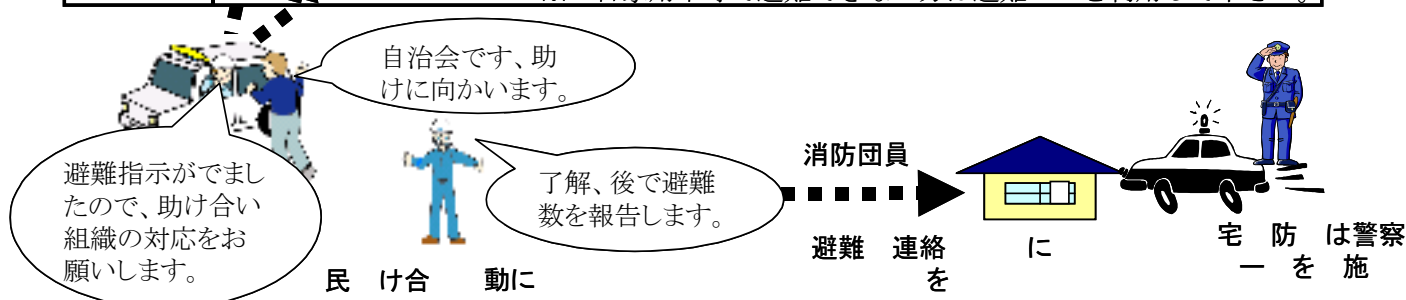
防災コラム

災害用伝言ダイヤル１７１について

災害発生時には家族、親戚、知人の安否確認や、各種問い合わせの通話が殺到し、電話がつながりにくくなります（輻輳（ふくそう）といいます）。

ＮＴＴでは、災害時に限定した「災害用伝言ダイヤル」を提供していますので、不急の安否確認などは、この災害用伝言ダイヤルを利用するようにしましょう。

合言葉は**忘れて171（いない）災害用伝言ダイヤル**です。

利用条件：提供エリアの設定は、都道府県を単位として行います。利用条件は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネットなどを通じてお知らせします。
利用できる電話：一般電話（プッシュ回線、ダイヤル回線とも）、公衆電話、携帯電話

この他、ＮＴＴドコモグループでは、大規模な災害が発生した場合「ｉMenu」内で、「ｉモード災害用伝言板」の運用を開始します。

避難先連絡掲示板

・この裏面はコピーを取っておきましょう。
・避難時には、必要事項を記入のうえ、玄関などわかりやすいところに張りつけてください。

名前	安否	行き先	連絡先
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		
	無事		

メモ

発行：三宅村
監修：三宅村安全確保対策専門家会議
製作：日本技術開発株式会社